

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年10月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
------------------------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
---------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500094号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2500006号

第1 結論

平成12年*月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年*月から同年6月まで

私は、母から請求期間の国民年金保険料を納付しないと将来損をすると教えられたので、請求期間に係る国民年金保険料と住民税を当時のA市役所本館のそれぞれの窓口で支払った記憶がある。

しかしながら、年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者が所持する年金手帳の基礎年金番号(*)は、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した際に付番され、その後、請求者が20歳となった平成12年*月*日を国民年金被保険者資格取得年月日として、同年*月*日に資格取得の処理が行われていることが確認できるものの、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付又は還付された記録はいずれもなく、日本年金機構は、請求者の基礎年金番号(*)以外に別の基礎年金番号はない旨回答しており、当局においても、社会保険オンラインシステムにより、複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対し別の基礎年金番号が付番された形跡はないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録が別の基礎年金番号により管理されていた事情はうかがえない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料をA市役所本館の窓口で納付した記憶がある旨主張しているが、A市は、国民年金記録及び保険料納付記録について、当時の書類は残っていない旨回答しており、請求者の請求期間における国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。